

石巻市監査委員告示第5号

平成25年3月21日付け石巻市監査委員告示第3号で公表した産業部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

平成25年4月23日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 3 月 1 8 日付け石監第 2 4 号で指摘及び意見があった監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況						
<p>【行政財産目的外使用許可事務】</p> <p>1 行政財産目的外使用料算定誤りについて</p> <p>労働会館に係る行政財産目的外使用料について、使用料の算定に当たり、当該建物の延床面積が 414.22 m²であるにもかかわらず、414.28 m²として算出し、次のとおり過少に徴収していたので、適正な算定基礎に基づき使用料を算出されたい。</p> <p>（内容）</p> <p>行政財産目的外使用許可（石巻市（石商観）指令第 7 号）</p> <table><tr><td>誤徴収額</td><td>88,906 円</td></tr><tr><td>正徴収額</td><td>88,918 円</td></tr><tr><td>過少徴収額</td><td>12 円</td></tr></table>	誤徴収額	88,906 円	正徴収額	88,918 円	過少徴収額	12 円	<p>1 行政財産目的外使用料の算定に当たっては、関係法令等を遵守するとともに算定基礎を明確にした上で使用料を算出し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、平成 2 4 年度過少徴収額につきましては、同年度追加徴収して対応しました。</p>
誤徴収額	88,906 円						
正徴収額	88,918 円						
過少徴収額	12 円						
<p>2 行政財産目的外使用料減免事務の不備について</p> <p>石ノ森萬画館に係る行政財産目的外使用許可事務において、申請者が使用料の減免を希望することについて、減免申</p>	<p>2 行政財産目的外使用料減免事務に当たっては、申請者との紛争等を防止する観点から減免申請書等による減免の意思を確認し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、管理職を含む組織内において、</p>						

<p>請書等の文書で確認することなく減免措置を講じていた。</p> <p>石巻市公有財産規則では、減免申請書を徴収することについての明確な規定はないものの、実際の事務においては、減免申請書を徴収するなど必ず文書で相手の意思を確認されたい。</p>	<p>適正な事務処理の周知徹底を図りました。</p>
<p>【団体事務】</p> <p>各種団体事務において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正に処理されたい。</p> <p>1 首標金額を訂正している支払調書が見受けられたが、悪意ある経理操作が行われる可能性もあり、不正経理防止の観点から、いかなる理由があろうとも首標金額の訂正をしてはならない。(石巻市地産地消推進協議会、「食彩・感動いしのまき」観光推進協議会)</p> <p>2 支払調書において、添付されている領収証書の合計金額より支払調書の金額が不足している状況となっており、実際の経費よりも少ない金額を銀行口座から引き落とししたままとなっていたものが見受けられた。</p> <p>その原因としては、銀行口座から出金する際に、誤って支払予定額より少なく引き落とししたとのことであるが、支払金額が領収証書の金額と一致しないという状況は、会計処理の基本から逸脱しており、不適正である。</p> <p>任意団体であっても、その事務の執行については慎重かつ確実に行われたい。</p> <p>(「食彩・感動いしのまき」観光推進協議会)</p>	<p>経理事務に当たっては、任意団体であっても、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、再発防止に向けて、管理職を含む組織内での事務処理の進行管理を徹底するなど、内部牽制体制の強化に努めます。</p> <p>なお、指摘された2件について、調査したところ、担当職員の認識不足による事務的なミスであることが判明したので、誤った支払調書等を是正しました。</p>

2 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p data-bbox="252 331 826 412">○ 行政財産目的外使用料減免事務について （総務部管財課）</p> <p data-bbox="252 474 826 833">行政財産目的外使用料減免事務について、申請者が使用料の減免を希望することを減免申請書等の文書で確認することなく減免措置を講じている例が見受けられた。このような事務処理の背景には、公有財産規則等において、使用料の減免を行う場合に減免申請書の徴収を行わなければならないという明確な規定がないことが挙げられる。</p> <p data-bbox="252 851 826 1205">使用料の減免行為は、処分性を有することから、文書により減免の意思の確認をした上で、その判断をすることが適切な事務処理であり、後日の紛争等を防止する観点からも、文書での確認は必要である。なお、時間的な問題などから文書を徴収するいとまがない場合でも、口頭受付票で処理するなどの事務処理は必要であろう。</p> <p data-bbox="252 1223 826 1348">今後は、適正な減免処理が行われるよう規則等を整備し、その事務手続について明確に規定されたい。</p>	<p data-bbox="849 474 1359 833">行政財産目的外使用料減免において、使用料を減免して許可を受けようとする許可申請者からは行政財産目的外使用申請書に減免の意思を記載するか、別に行政財産使用料減免申請を書面にして提出して意思確認を行うよう公有財産規則を整備し、減免申請に際しての事務手続きを明確化します。</p>